

みわ 陽子議員 の討論

請願第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択を求める請願 について

日本共産党議員団を代表して採択に賛成の立場で意見をのべます。

この請願については総務委員会では賛成がなく不採択となりました。

その理由で検察の抗告の権利はなくすべきではない。また刑事訴訟法など法律の専門的なことは国にまかせておいて地方議会で、意見書を出すことはできないとの事でした。しかし全国での議論が進むようにと2023年4月11日現在127の地方議会から意見書が提出されています。

最近ニュースでも報道された袴田事件など冤罪の可能性の高い事件で再審がなかなか進まず被疑者が高齢化して、無実を勝ちとるのが難しくなっていることは皆さん知っていらっしゃると思います。

無実の人が長い間死刑など刑罰の恐怖の中になければならないとしたらこれは国による最もひどい人権侵害ではないでしょうか。

そう考えれば、地方議会としても意見書提出について真剣に検討すべき問題であると思います。

そもそも我が国では刑事裁判に関して、有罪確定率99.7%、無罪確定率0.3%という世界にまれにみる高い有罪立で職業裁判官のみの裁判が疑問視され、その結果2005年から市民も参加する裁判員裁判が実施されるようになりました。

素人の市民裁判官に的確な判断、事実認定ができるためには、検察が収集した証拠を裁判官に見せるすなわち法廷に開示することが必要で、開示が徐々に広がってきました。

このなかで、有罪か否かの判断にとって最も重要なものが自白証拠です。この自白が被疑者、被告人の任意のものなのか、それとも警察・検察の取り調べにおいて強要されたもの、圧力ないし誘導尋問でウソの自白をさせられたものなのかがこれまでも問題視され、裁判員を悩ます大問題でした。

無実の者が有罪となる主な要因は、厳しい取り調べが続いた結果ウソの自白をしてしまいそれが証拠となって有罪認定されるからと言われます。

そこで自白の任意性を確保するために「取り調べの可視化」が2012年ごろから導入され、現在は裁判員裁判事件の録画化が実現しました。

しかし、誤った裁判による冤罪被害者の救済制度である再審制度は大正11年（1922年）に作られた刑事訴訟法の19の条文がそのまま引き継がれていて、被逮捕者、被告人の権利保障が確立されていません。

その第1が、検察手持ちの証拠を再審請求人・弁護士に開示する明文の規定が存在しないことです。再審の開始には有罪確定判決に対して合理的な疑いをもたらす新証拠、無罪を言い渡すべき新証拠の出現が必要です。

そのため通常の刑事裁判で開示されなかった検察手持ちの証拠の開示、弁護人の閲覧可能性がカギとなります。つまり、新証拠とは検察が過去に集めた、かつ開示されなかった証拠に含まれているのです。

これを裁判官が検察に開示勧告ないし命じても、今は検察にはこれに従う義務はありません。

これを最低でも通常の刑事裁判のレベルに引きあげなければなりません。

もう一つが、再審開始決定に対する検察の抗告制度です。

そもそも下級審判決に不満をもって検察が上訴すること自体、イギリスやアメリカなどの裁判では認められていません。

これは二重処罰の禁止から発展して、被告人に検察が「二重の処罰危険」や「二重の防御負担」をもたらしてはいけないことに由来しています。

したがって、裁判所の再審決定に対しても検察の抗告は許されません。

最近我が国では松橋（まつばせ）事件（熊本 再審無罪 34年）、大崎事件（鹿児島 再審決定取り消し24年）袴田事件（静岡 再審決定 38年間）など一旦下級審において再審開始決定が出されたにも関わらず、検察官の不服申し立てで最高裁判所に係属し、再審が遅れました。

不服があるなら、再審であらためて有罪を立証すればよいが、そうせず再審をいたずらに延ばしてしまうこととなります。

長い年月をかけて再審開始決定を得たとしてもそれに対する検察官の不服申し立てが許されれば、再審開始要件の高いハードルを越えた再審請求人に対してさらに思い負担を課し、長い審理時間も要することになってしまいます。

これでは冤罪被害者の速やかな救済は期待できません。

100年前に作られた再審制度を人権保障の21世紀にふさわしい刑事裁判、再審制度にしたいというのが今回の請願主旨です。

自分や身近な人がもし犯してもいない罪で犯罪者にされたと想像してみてください。

その冤罪を晴らすのに、こんなに長い時間かかってもいいのですか。

名張葡萄酒事件の被告のように、46年間再審請求をしても再審に時間がかかり、冤罪をはらすことがかなわず無念のうちに獄死した方もあります。

名張事件ではなくなった方の妹さんがお兄さんの無罪をかちとるために引き続き再審をもとめています。

ぜひ冤罪の方が早く無罪を勝ち取ってその人としてのくらしができるようにするために江南市議会として再審法の改正を求める意見書の採択を求める請願の採択を議員の皆さんにお願いします。